

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 小売販売業者甲の臨時登録
ニユーカッスル予防注射の実施
保安施設地区指定予定
建築代理業者の登録
- ◇教委告示
定例教育委員会の招集

一 登録した業者

登録番号	中第九六号
登録年月日	昭三〇、七、二五
氏名又は名称	倉吉市鍛冶町米穀小売企業組合 広小路販売所
営業所所在地	倉吉市鍛冶町一丁目二、七七五
事業区域	倉吉市

告示

鳥取県告示第三百七十七号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第十九条第一項の規定に基き、次のとおり小売販売業者
甲の臨時業者登録をした。

昭和三十年八月五日

鳥取県知事 藤 茂

西第一六〇号

昭三〇、七、一〇

石井 虎治

日野郡溝口町二部六三三
溝口町第二

業務開始月日 昭三〇、八、一
 一 廃止した業者
 登録 番号 中第八九号
 氏名又は名称 金山 豊
 営業所所在地 倉吉市銀治町一丁目二、七七五

昭三〇、七、一五
 西第一二四号
 溝口町米穀小売企業組合二部販売所
 日野郡溝口町二部六三三

鳥取県告示第三百七十八号

次のようにニューカッスル予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により鶏の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年八月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 ニューカッスル予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法
 ニューカッスル予防液筋肉注射

別表	第一班 鶏ニューカッスル予防注射	実施区域	実施場所
八月 八日	境港町上道	門永 象一養鶏場	
九日	"	門永 分場	
十日	"	門永 眞太郎	
十一日	渡	池淵 省一	
十二日	中浜	佐々木 孝	
		木下 周治	
		角 鉄栄	

十三日	米子市和田	井田 利
"	"	先灘 明正
"	"	奥田 定春
"	富益	井田 哲夫
十六日	"	井田 益
"	"	松本 義雄
十七日	"	富益 農園
"	"	永見 玄行
十八日	"	佐々木孝春
"	"	足立 繁信
十九日	彦名	木村 武栄
"	"	杉谷 道雄

第二班 鶏ニューカッスル予防注射

実施月日	実施区域	実施場所
八月 八日	境港町上道	門永 象一養鶏場
九日	"	佐賀 省三
十一日	渡	松本 克己

十三日	米子市富益	榎野 美市
"	"	渡辺友二郎
"	"	松本 富久
"	"	井岡 繁智
十七日	"	富益 農園
"	"	永見 玄行
十八日	夜見	松本 一則
十九日	彦名	木村 武栄
"	"	杉谷 道雄

第三班 鶏ニューカッスル予防注射

実施月日	実施区域	実施場所
八月 八日	米子市安部	泉 壽夫養鶏場
"	"	桑本 時寛
九日	旗ヶ崎	門西 清雄
"	"	長谷川 巖
"	"	高橋 喜計
"	灘町	初岡 二郎

十日	博勞町	中島 勘治	十七日	西伯郡岸本町 (旧幡郷村)	船場 駛水
十一日	西伯郡日吉津村	今市庄太郎	十八日	米子市崎津	西村 修
十二日	西伯郡栗村	加藤 政雄	十九日	彦名	松本敬太郎
十三日	春日村	松田 忠			松本甲子夫
十六日	米子市巖	塚田 剛俊			末葭 正美
	西伯郡岸本町 (旧大幡村)	舟場 繁一			此下 忠晴
	米子市巖	福田 徳夫			
	河合志々美	田後 定躬			
	畠田 英吉	奥岩 武揚			
	岡本 芳信	塚田 章一			
	野坂 勝治	遠藤 信雄			
	吉岡 敏郎	米子市五千石			
	高田 武昌				

鳥取県告示第三百七十九号
 次の土地を保安施設地区指定予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十年八月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

市郡一町村	大字一	字一	地番	全面積	指定面積	全面積	指定面積	見込又は実測	指定の目的	指定期間
八頭郡 上私都村	山志谷	村宮山	四〇五ノ一	町、1501	町、1501	町、5000	町、5000	町、5000	なだれ防止のため	二箇年
同	同	同	四〇五ノ二	町、0109	町、0109	町、0109	町、0109	同	同	同

鳥取県告示第三百八十号
 鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年八月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	三三二	倉吉市新町一丁目二、四二二	針本建築部	二級建築士	針本 守
住所	現住	籍所	氏名	業務所名称	業務管理者

- 施業要件
- 一 適当樹種を人工植栽する。
 - 一 植栽木の伐採を禁ずる。
 - 一 落葉、下草、土石の採取を禁ずる。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十五号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年八月五日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

一日 時 昭和三十年八月九日 午前十一時

一場 所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 定例報告

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

鳥取県
鳥取県
鳥取県
鳥取県
鳥取県
鳥取県